

## 財産の取扱いについて

財産の取扱いについて提出する。

平成 17 年 1 月 22 日提出

神崎町・大河内町合併協議会  
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	5	財産の取扱いについて
<p>1 2 町に所有する財産、公の施設及び債権・債務は全て新町に引き継ぐものとする。</p> <p>〔備 考〕</p> <p>事務事業現況比較表のうち、出資金・出捐金、貸付金、基金、地方債、債務負担行為等については、第 14 回（平成 16 年 11 月 24 日）の合併協議会の協議第 52 号（総務関係事務事業「その 2」財政関係事務事業の取扱いについて）において承認されたものです。</p>		